

会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方 (討議用メモ)

1 基本的考え方

- (1) 企業の組織再編成による資産の移転については、その取引の実態に合った課税を行う。
- (2) 会社分割に係る税制を検討するに当たっては、現物出資、合併等の組織再編成に係る税制を再検討し、統一的な考え方に基づいて整備する必要がある。
- (3) 4つの視点(平成12年7月中期答申)

2 資産等を移転した法人の課税

組織再編成にあたって、以下の場合は支配が継続しているとの観点から、帳簿価額を引き継ぐことにより課税を繰り延べることが考えられる。

- (1) 企業グループ内の組織再編成
 - グループ：範囲をどうするのか
 - 通常の資産の売買取引と区別するための要件が必要ではないか
- (2) 共同事業を行うための組織再編
 - 「共同」：どのような場合か
 - 2(1)の要件に加え、他の要件も必要ではないか

3 株主の課税

- (1) 株式の譲渡損益

株主の投資が継続していると認められるときには、譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられるのではないか。
- (2) みなし配当

利益を原資として株主に新株等の交付が行われたと認められる部分(配当とみなされる部分)の有無等が問題となる。

4 引当金等の引継ぎ

資産の移転が帳簿価額により処理される場合には、従前の課税関係を継続させるとの観点から、適切に処理すべきではないか。

5 租税回避の防止

組織再編成の形態や方法は複雑かつ多様であり、租税回避の手段として濫用されるおそれがあるため、包括的な租税回避防止規定を設ける必要があるのではないか。

(参 考)

会社分割に係る税制の主な検討の視点

合併・現物出資等の資本等取引と整合性のある課税のあり方

商法改正により導入が予定されている会社分割には、その経済実態が合併や現物出資と同様なものがある。また、増減資、自己株式の消却、残余財産の分配あるいは実質的な利益の資本組入れなどの資本等取引が生じ得る。

このため、会社分割に対する課税のあり方を検討するに当たっては、合併、増減資など各種の資本等取引と整合性のある課税のあり方を確保する等の観点から、広範な検討を行う必要がある。

株主における株式譲渡益課税やみなし配当課税に対する適正な取扱い

分割会社の法人株主及び個人株主は、会社分割により、分割会社の株式を保有したまま、あるいは分割会社の株式と交換に、新設・吸収会社の株式を取得するが、この場合、法人税及び所得税における株式譲渡益やみなし配当の課税関係について、適正な取扱いを確保する観点から、検討を行う必要がある。

納税義務・各種引当金などの意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方

会社分割が行われる場合の商法・企業会計等における具体的な取扱いを踏まえ、納税義務・各種引当金の引継ぎなどについて、分割会社及び新設・吸収会社における法人税法及び租税特別措置法等の広範な各税法の適用関係がどのようになるのかを整理し、その意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方について検討を行う必要がある。

租税回避の防止

会社分割は、その形態や方法が極めて多様となることが予想されることから、租税回避の手段として利用されることのないように、万全な対策を講ずる必要がある。